

虐待防止のための指針

(共同生活援助 ももこ壱番館)

法人名	Barney 合同会社	事業所	ももこ壱番館 ・ももこ壱番館 ・ももこ壱番館サテライト ・ももこ弐番館 ・ももこ参番館
代表者	坪川 尚子	管理者	坪川 尚子
所在地	(事務所)札幌市北区北23条 西 6 丁目 2-38 グランステージ N23 105 号	電話番号	011-788-2442

虐待防止のための指針

1. 本指針作成の要旨

当事業所ももこ壱番館における障害者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。

2. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）に基づき、いかなる時も障害者に対して虐待を行ってはならない。

3. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止委員会は下記委員から構成する。

- ・委員長：坪川 尚子
- ・委員：赤間 智美、原 雄介、葛 宏美、関根 圭子、梶田 亜樹、伊藤 優子、狩野 智世、窪田 光明

虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

事業所作成の虐待マニュアルに沿って対応していく。

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。担当相談窓口は、管理者または、常勤職員とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の虐待防止委員等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、管理者または常勤職員に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における障害者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、サービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和4年5月15日より施行する。

更新日	更新内容	更新者
令和4年5月	作成	坪川 尚子
令和6年7月	改正	原 雄介